

次のとおり、公募により技術提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和8年（2026年）3月23日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

- (1) 業務名  
北海道七飯養護学校増築工事基本・実施設計
- (2) 業務内容  
建築設計業務（基本・実施設計）  
※設備の基本・実施設計は別途委託予定
- (3) 業務規模
  - ア 用途  
学校（特別支援学校）
  - イ 構造及び規模  
構造：未定  
規模：2階建、延べ面積1,180㎡を上限
- (4) 委託期間  
契約締結日の翌日から令和9年（2027年）7月下旬までを予定している。

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次に掲げる資格を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、参加表明書の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (5) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (6) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (7) 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第143条の規定に基づき知事が作成した「令和7・8年度建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設部所管分）（建築設計）」に、当該プロポーザルの対象地域を契約履行が可能な地域として登録されていること。
- (8) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく北海道知事又は北海道知事が指定する指定事務所登録機関による一級建築士事務所の登録を受けており、営業年数が1年以上あること。
- (9) 北海道に本店を置いていること。
- (10) 北海道建築設計者選定審査委員会委員及び当該委員が所属する企業等と資本関係又は人的関係を有する者、その他利害関係を有する者ではないこと。
- (11) 当該事務所において、平成22年（2010年）4月以降に契約履行を完了した学校教育法第1条に規定された学校の新築、増築、改築又は改修工事に係る設計実績を有していること（ただし、契約金額が1,000万円以上のものに限る。）。

## 3 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者は一級建築士であること。
- (2) 参加表明書に記載を求める主任技術者は建築（総合）分野及び建築（構造）分野とし、それぞれ一級建築士で

あること。

- (3) 管理技術者は、提出者の組織に所属していること。
- (4) 建築（総合）分野の主任技術者は、提出者の組織に所属していること。
- (5) 管理技術者及び記載を求める各主任技術者は、それぞれ1名であること。
- (6) 管理技術者は、記載を求める各主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める各主任技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- (7) 主たる分担業務分野である建築（総合）分野を再委託しないこと。
- (8) 提出者は、他の提出者の協力事務所（再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所に限る。）となっていないこと。
- (9) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計者等が、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。
- (10) 提出者（設計等共同体の場合は代表者）は、建築士賠償責任保険（設計業務に起因する損害賠償責任を保証するもの）に加入していること。

#### 4 参加表明書の評価基準

公募型プロポーザルに参加を希望する者から参加表明書の提出を求め、提出された参加表明書について次の評価基準により審査のうえ、技術提案を求める者を原則として5者選定する。

- (1) 業務実施上の条件
- (2) 専門分野の技術者資格
- (3) 同種業務又は類似業務の実績の有無
- (4) 業務の施行成績
- (5) 技術者の継続教育（CPD）

#### 5 技術提案書及びヒアリングの内容に関する評価基準

4により選定された者に対して、技術提案が記載された書類（以下「技術提案書」という。）の提出を求め、提出された技術提案書について次の項目を審査のうえ、設計者を特定する。

- (1) 取組意欲
- (2) 業務の実施方針の的確性
- (3) テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性

#### 6 技術提案書の審査

技術提案書に係る審査は、学識経験者等で構成される北海道建築設計者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

##### (1) 委員名

石橋 達勇	(北海学園大学 教授)
森田 ゆう子	(森田アーキテクト 代表)
影山 友規	(北海道建設部住宅局建築指導課長)
菅原 誠	(北海道建設部住宅局住宅課長)
清水 浩史	(北海道建設部建築局建築整備課長)

##### (2) ヒアリングについて

審査委員会において、技術提案者から提案内容や考え方等に関するヒアリング（令和8年（2026年）5月19日（火）予定）を行うこととしており、日時、場所は別途通知する。

#### 7 参加表明書及び技術提案書の手続等

##### (1) 担当部局

北海道建設部建築局計画管理課 担当：計画係  
住 所 〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
T E L 011-231-4111（内線29-868）  
011-204-5593（ダイヤルイン）  
F A X 011-232-1092  
E-mail kensetsu.kenkeil@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 各種関係書類の交付等（説明書の配布期間、場所及び方法）  
公募型プロポーザル方式の説明書等、各種関係資料は北海道建設部建築局計画管理課のホームページからの入手を原則とする。 URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/index.htm>

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出方法

電子ファイル送信サービス

ただし、上記により難しい場合は、持参又は郵送\*

※ 提出期限までに（1）の担当部局の担当へ電話にて申し出を行い、かつ速達書留郵便に限る。

イ 提出場所

北海道が発行する専用の URL を利用し電子ファイルを送信すること。

なお、アただし書きによる場合は、（1）に同じ。

ウ 提出期限

令和8年（2026年）4月2日（木）午後5時まで

なお、アただし書き（郵送）による場合は提出期日の消印を有効とする。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

参加表明書の審査により、技術提案書の提案者に選定された者に、技術提案書の提出要請を行う。

ア 提出方法

電子ファイル送信サービス

ただし、上記により難しい場合は、持参又は郵送\*

※ 提出期限までに（1）の担当部局の担当へ電話にて申し出を行い、かつ速達書留郵便に限る。

イ 提出場所

北海道が発行する専用の URL を利用し電子ファイルを送信すること。

なお、アただし書きによる場合は、（1）に同じ。

ウ 提出期限

令和8年（2026年）4月28日（火）午後5時まで

なお、アただし書き（郵送）による場合は提出期日の消印を有効とする。

## 8 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者が提出した提案は無効とする。

## 9 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された技術提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

## 10 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方として決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続を行う。

## 11 特定者と契約の締結を行わない場合

特定者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該特定者とは契約を締結しない。

## 12 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) プロポーザル方式の取りやめ又は延期

このプロポーザル方式は、取りやめること又は延期することがある。

(4) プロポーザルの詳細

詳細は、別紙「公募型プロポーザル方式の説明書」による。

(5) その他留意事項

ア 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。

イ 技術提案書のヒアリングに参加しなかった場合の技術提案は無効とする。

- ウ 審査結果及び特定者名は公表する。
- エ 特定者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。